

障害福祉サービス



社会福祉法人 ロザリオの聖母会
障がい者の就労促進事業所 みんなの家
所長 辻内 理章

この講義のねらい

- 「障害者総合支援法」により受けられる各サービスの内容を理解する。
- 障害者・児をとりまく制度について理解する。
- 障害者・児が受けられる権利を理解する。

※障害者総合支援法の正式名称は

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」といいます。

障害福祉サービスの体系

(介護給付費・訓練等給付費・地域生活支援事業)

障害福祉サービス

個々の障害支援区分や勘案すべき事項(社会活動や介護者、居住等の状況)を踏まえ、**個人に給付(支給決定)**が行われる。

国と地方公共団体が義務的に費用を負担する自立支援給付で、障害の種別にかかわらず**全国一律の共通した枠組み**によりサービスが提供される。

【介護給付費】

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護(医療に係るものを除く)、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援

【訓練等給付費】

自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助

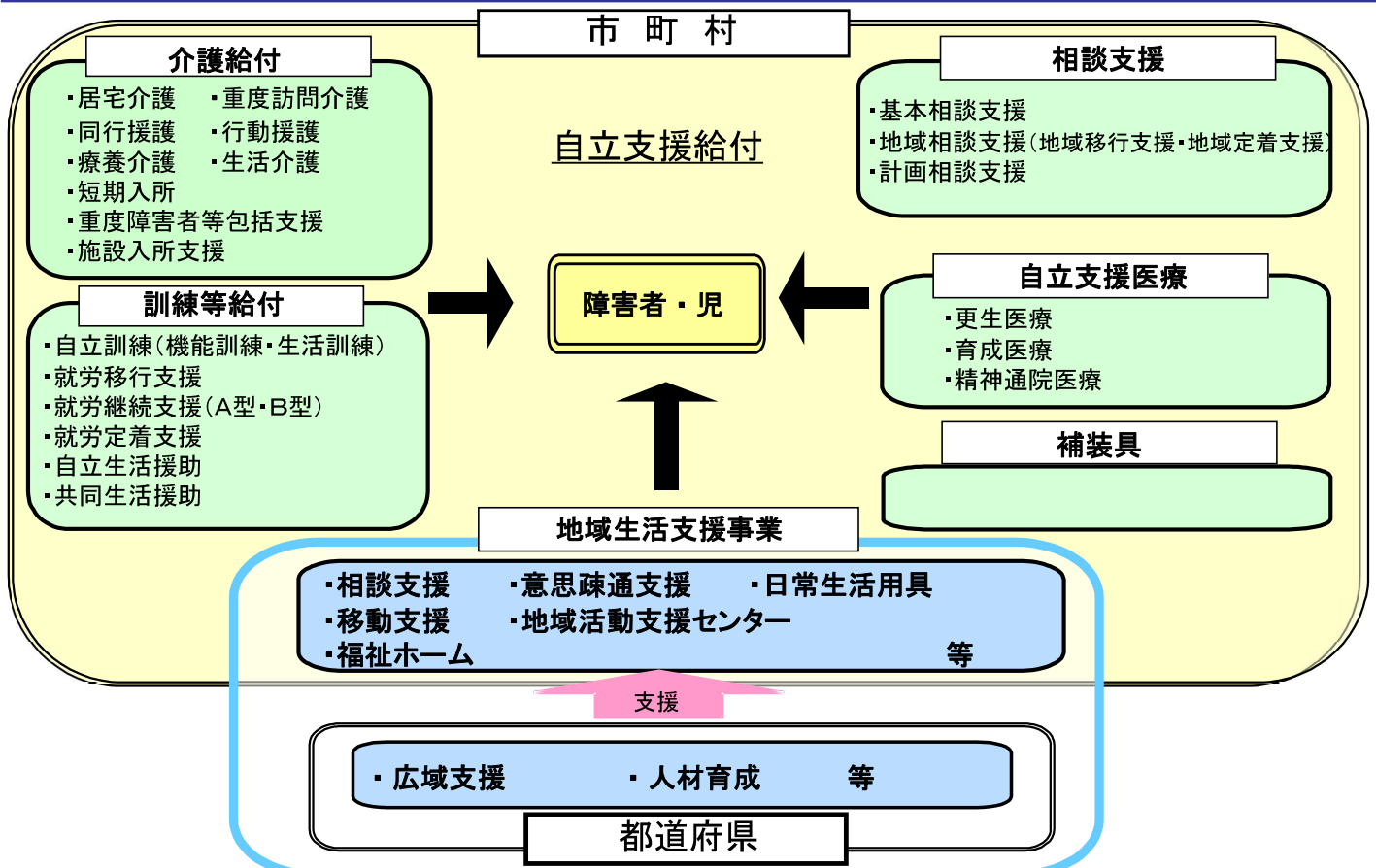
地域生活支援事業

市町村が地域の実情や利用者の状況に応じて直営や委託等、柔軟な形態で実施することとされている事業。

障害者相談支援事業、成年後見制度利用支援、移動支援、意思疎通支援、日常生活用具の給付、地域活動支援センター等

※**複数の利用者**への対応も可能⇒例:グループ支援型の移動支援等

障害者総合支援法の給付・事業



障害福祉サービス等の体系(介護給付・訓練等給付)

		サービス内容	利用者数	施設・事業所数		
訪問系	介護給付	居宅介護 ●●	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う	199,021	21,707	
		重度訪問介護 ●	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する者であつて常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援、入院時の支援等を総合的に行う	12,221	7,518	
		同行援護 ●●	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人が外出する時、必要な情報提供や介護を行う	26,292	5,748	
		行動援護 ●●	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う	13,149	2,021	
		重度障害者等包括支援 ●●	介護の必要性がとてつもないに、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う	45	10	
		日中活動系施設系	短期入所 ●●	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含めた施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う	46,458	5,305
			療養介護 ●	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行う	20,970	258
			生活介護 ●	常に介護を必要とする人に、居間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する	298,461	12,348
施設入所支援 ●	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う		124,463	2,560		
居住支援系	自立生活援助 ●	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行う	1,271	290		
	共同生活援助 ●	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助を行う	167,465	12,318		
訓練等給付	訓練系・就労系	自立訓練(機能訓練) ●	自立した日常生活又は社会生活ができるよう一定期間、身体機能の維持、向上のために必要な訓練を行う	2,177	189	
		自立訓練(生活訓練) ●	自立した日常生活又は社会生活ができるよう一定期間生活能力の維持、向上のために必要な支援、訓練を行う	14,155	1,310	
		就労移行支援 ●	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う	35,543	2,989	
		就労継続支援(A型) ●	一般企業等での就労が困難な人に、雇用して就労の機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う	82,990	4,368	
		就労継続支援(B型) ●	一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う	322,414	16,003	
		就労定着支援 ●	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行う	15,220	1,533	

(注) 1.表 ●●は障害者、●は障害児で、○は利用可能なサービスにマークを付している。 2.利用者数及び施設事業所数は、令和4年12月サービス提供分(国保連データ)

障害福祉サービス等の体系(障害児支援、相談支援に係る給付)

		サービス内容	利用者数	施設・事業所数	
障害児通所系	障害児支援に係る給付	児童発達支援 ●	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う	163,847	10,864
		医療型児童発達支援 ●	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援及び治療を行う	1,666	87
		放課後等デイサービス ●	授業の終了後又は休校日に児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行う	311,372	19,556
訪問系	障害児支援に係る給付	居宅訪問型児童発達支援 ●	重度の障害等により外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行う	338	117
		保育所等訪問支援 ●	保育所、乳児院・児童養護施設等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行う	15,613	1,534
入所系	障害児支援に係る給付	福祉型障害児入所施設 ●	施設に入所している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行う	1,327	180
		医療型障害児入所施設 ●	施設に入所又は指定医療機関に入院している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行う	1,741	198
相談支援系	相談支援に係る給付	計画相談支援 ●●	【サービス利用支援】 サービス申請に係る支給決定前にサービス等利用計画案を作成 ・支給決定後、事業者等と連絡調整等を行い、サービス等利用計画を作成 【継続利用支援】 ・サービス等の利用状況等の検証(モニタリング) ・事業者等と連絡調整、必要に応じて新たな支給決定等に係る申請の勧奨	232,366	9,823
		障害児相談支援 ●	【障害児利用援助】 ・障害児通所支援の申請に係る給付決定の前に利用計画案を作成 ・給付決定後、事業者等と連絡調整等を行うとともに利用計画を作成 【継続障害児支援利用援助】	80,023	6,130
		地域移行支援 ●	住居の確保等、地域での生活に移行するための活動に関する相談、各障害福祉サービス事業所への同行支援等を行う	587	318
		地域定着支援 ●	常時、連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急事態等における相談、障害福祉サービス事業所等と連絡調整など緊急時の各種支援を行う	4,043	553

※ 障害児支援は、個別に利用の要否を判断(支援区分を認定する仕組みとなっていない) ※ 相談支援は、支援区分によらず利用の要否を判断(支援区分を利用要件としていない)
(注) 1.表中の●●は障害者、●は障害児で、○は利用可能なサービスにマークを付している。 2.利用者数及び施設事業所数は、令和4年12月サービス提供分(国保連データ)

計画相談支援

○ **対象者** (平成27年度からは障害福祉サービス等を利用するすべての障害者等が対象となった。)

- 障害福祉サービスの申請・変更申請に係る障害者・障害児(の保護者)
- 地域相談支援の申請・変更申請に係る障害者

○ サービス内容

【サービス利用支援】

- 障害福祉サービス等の申請に係る支給決定の前にサービス等利用計画案を作成
- 支給決定後、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画を作成

【継続サービス利用支援】

- 障害福祉サービス等の利用状況等の検証(モニタリング)
- サービス事業者等との連絡調整、必要に応じて新たな支給決定等に係る申請の勧奨

○ 主な人員配置

- 相談支援専門員
※ 35件に1人を標準

○ 報酬単価(基本報酬)(令和3年4月～)

機能強化型サービス利用支援費 (Ⅰ)	1,864単位/月	機能強化型継続サービス利用支援費 (Ⅰ)	1,613単位/月
機能強化型サービス利用支援費 (Ⅱ)	1,764単位/月	機能強化型継続サービス利用支援費 (Ⅱ)	1,513単位/月
機能強化型サービス利用支援費 (Ⅲ)	1,672単位/月	機能強化型継続サービス利用支援費 (Ⅲ)	1,410単位/月
機能強化型サービス利用支援費 (Ⅳ)	1,622単位/月	機能強化型継続サービス利用支援費 (Ⅳ)	1,360単位/月
サービス利用支援費 (Ⅰ)	1,522単位/月 (Ⅱ) 732単位/月		
継続サービス利用支援費 (Ⅰ)	1,260単位/月 (Ⅱ) 606単位/月		

注) (継続)サービス利用支援費(Ⅰ)については、利用者が40未満の部分について算定。(継続)サービス利用支援費(Ⅱ)については、40以上の部分について算定

○ 主な加算(令和3年4月～)

初回加算(300単位)

計画相談支援対象障害者等に対して、新規にサービス等利用計画を作成した場合等にサービス利用支援費を算定する際、初期の手厚い面接や連絡調整等を評価
※サービスの利用申請から支給決定、サービスの利用開始までの期間内に一定の要件を満たす相談支援を提供した場合、当該支援を提供した月数分を更に重ねて評価(契約日からサービス等利用計画書の交付までが3ヶ月を超え、その日以後、3回を限度)

集中支援加算(①～③について各300単位/月)

計画策定月及びモニタリング対象月以外において、地域生活を支援するための相談支援の提供を評価
①月2回以上の居宅等への訪問による面接(訪問)
②サービス担当者会議の開催(会議開催)
③関係機関が開催する会議への参加(会議参加)

居宅介護支援事業所等連携加算(①100単位、②③各300単位/月)

障害福祉サービス等の利用終了に伴い、相談支援の提供を終了する利用者を指定居宅介護支援事業所、指定介護予防支援事業所、企業又は障害者就業・生活支援センター等へ引き継ぐに当たって、支援の利用終了前後に以下の業務を行った場合を評価
①利用者の心身の状況等に関する情報提供 ②訪問 ③会議参加

高い質や専門性を有する相談支援を提供する体制の確保を評価

- ・主任相談支援専門員配置加算(100単位/月)
- ・行動障害支援体制加算(35単位/月)
- ・要医療児者支援体制加算(35単位/月)
- ・精神障害者支援体制加算(35単位/月)
- ・ピアサポート体制加算(100単位/月)

○ **請求事業所数** 9,823(国保連令和4年12月実績)

○ **利用者数** 232,366(国保連令和4年12月実績)

地域移行支援

○ 対象者

- 以下の者のうち、地域生活への移行のための支援が必要と認められる者
 - 障害者支援施設、療養介護を行う病院、救護施設・更生施設、矯正施設又は更生保護施設に入所している障害者等
※ 児童福祉施設に入所する18歳以上の者、障害者支援施設に入所する15歳以上の障害者みなしの者も対象。
 - 精神科病院(精神科病院以外で精神病室が設けられている病院を含む)に入院している精神障害者

○ サービス内容

- 住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談
- 地域移行にあたっての障害福祉サービスの体験的な利用支援
- 地域移行にあたっての体験的な宿泊支援

○ 主な人員配置

- 従業者
・1人以上は相談支援専門員であること。
- 管理者

○ 報酬単価(令和3月～)

■ 基本報酬

地域移行支援サービス費 (Ⅰ)	3,504単位/月
地域移行支援サービス費 (Ⅱ)	3,062単位/月
地域移行支援サービス費 (Ⅲ)	2,349単位/月

(Ⅰ)の算定要件

- ①社会福祉士又は精神保健福祉士、精神障害者地域移行・地域定着支援関係者研修の修了者である相談支援専門員を1人以上配置していること。
- ②前年度に地域移行した利用者が3人以上であること。
- ③障害者支援施設又は精神科病院等と緊密な連携が確保されていること。

(Ⅱ)の算定要件

- ①上記①及び③を満たしていること。
- ②前年度に地域移行した利用者が1人以上であること。

■ 主な加算

集中支援加算 利用者との対面による支援を月6日以上行った場合 500単位	障害福祉サービスの体験的な利用加算 障害福祉サービスの体験的な利用支援を行った場合 開始日～5日目 500単位 6日目～15日目 250単位	宿泊体験加算 一人暮らしに向けた体験的な宿泊支援を行った場合 300単位/日 夜間の見守り等の支援を行った場合 700単位/日	退院・退所月加算 退院・退所する月に加算 2,700単位 精神科病院において、1年未満で退院する場合 +500単位/月
居住支援連携体制加算 居住支援法人や居住支援協議会との連携体制を構築し、月に1回以上、情報連携を図る場を設けて情報共有した場合 35単位/月	地域居住支援体制強化推進加算 ※月1回を限度 居住支援法人と共同して、住居の確保及び居住支援に係る課題を協議会等に報告した場合 500単位/回	ピアサポート体制加算 研修を修了したピアサポーター等を配置した場合 100単位/月	

○ **事業所数** 318(国保連令和4年12月実績)

○ **利用者数** 587(国保連令和4年12月実績)

地域定着支援

○ 対象者

- 以下の者のうち、地域生活を継続していくための常時の連絡体制の確保による緊急時等の支援体制が必要と見込まれる者。
 - 居宅において単身で生活する障害者
 - 居宅において同居している家族等が障害、疾病等のため、緊急時等の支援が見込まれない状況にある障害者
 - ※ 施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した者、地域生活が不安定な者も含む。
 - ※ グループホーム、宿泊型自立訓練の入居者については対象外。

○ サービス内容

- 常時の連絡体制を確保し、適宜居宅への訪問等を行い利用者の状況を把握
- 障害の特性に起因して生じた緊急の事態における相談等の支援
- 関係機関との連絡調整や一時的な滞在による支援

○ 主な人員配置

- 従業者
 - ・ 1人以上は相談支援専門員であること。
- 管理者

○ 報酬単価(令和3年4月～)

■ 基本報酬	
地域定着支援サービス費	体制確保費 306単位/月(毎月算定) 緊急時支援費(I) 712単位/日(緊急時に居宅訪問又は滞在型の支援を行った場合に算定) ※地域生活支援拠点等の場合 +50単位/日 緊急時支援費(II) 95単位/日(緊急時に電話による相談援助を行った場合に算定)
■ 主な加算	
日常生活支援情報提供加算 あらかじめ利用者の同意を得て、精神障害者が日常生活を維持する上で必要な情報を、精神科病院等に対して情報提供を行った場合	100単位/回
ピアサポート体制加算 研修を修了したピアサポーター等を配置した場合	100単位/月
居住支援連携体制加算 居住支援法人や居住支援協議会との連携体制を構築し、月に1回以上、情報連携を図る場を設けて情報共有した場合	35単位/月
地域居住支援体制強化推進加算 ※月1回を限度 居住支援法人と共同して、住居の確保及び居住支援に係る課題を協議会等に報告した場合	500単位/回

○ 事業所数 553(国保連令和4年12月実績)

○ 利用者数 4,043(国保連令和4年12月実績)

居宅介護

○ 対象者

- 障害支援区分1以上の障害者等

○ サービス内容

- 居宅における
- 入浴、排せつ及び食事等の介護
 - 調理、洗濯及び掃除等の家事
 - 生活等に関する相談及び助言
 - その他生活全般にわたる援助
- ※ 通院等介助や通院等乗降介助も含む。

○ 主な人員配置

- サービス提供責任者: 常勤ヘルパーのうち1名以上
 - ・ 介護福祉士、実務者研修修了者 等
 - ・ 居宅介護職員初任者研修修了者等であって3年以上の実務経験がある者
- ヘルパー: 常勤換算2.5人以上
 - ・ 介護福祉士、介護職員基礎研修修了者、居宅介護職員初任者研修修了者 等

○ 報酬単価(令和3年4月～)

■ 基本報酬			
身体介護中心、通院等介助(身体介護有り) 255単位(30分未満)～833単位(3時間未満) 3時間以降、30分を増す毎に83単位加算	家事援助中心 105単位(30分未満)～ 274単位(1.5時間未満) 1.5時間以降309単位+15分を 増す毎に35単位加算	通院等介助(身体介護なし) 105単位(30分未満)～ 274単位(1.5時間未満) 1.5時間以降343単位+30分を 増す毎に69単位加算	通院等乗降介助 1回101単位
■ 主な加算			
特定事業所加算(5%、10%又は20%加算) → ①サービス提供体制の整備、②良質な人材の確保、③重度障害者への対応に積極的に取り組む事業所のサービスを評価	福祉専門職員等連携加算(90日間3回を限度として1回につき564単位加算) → サービス提供責任者と精神障害者等の特性に精通する国家資格を有する者が連携し、利用者の心身の状況等の評価を共同して行うことを評価	喀痰吸引等支援体制加算(1日当たり100単位加算) → 特定事業所加算(20%加算)の算定が困難な事業所に対して、喀痰の吸引等が必要な者に対する支援体制を評価	

○ 事業所数 21,707(国保連令和4年12月実績)

○ 利用者数 199,021(国保連令和4年12月実績)

重度訪問介護

○ 対象者

- 重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する者であって、常時介護を要する障害者
 - 障害支援区分4以上に該当し、次の(一)又は(二)のいずれかに該当する者
 - (一) 二肢以上に麻痺等がある者であって、障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」、「移乗」、「排尿」、「排便」のいずれもが「支援が不要」以外に認定されている者
 - (二) 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上である者

○ サービス内容

- 居宅等における
- 入浴、排せつ及び食事等の介
 - 調理、洗濯及び掃除等の家事
 - その他生活全般にわたる援助
 - 外出時における移動中の介護
 - 入院中の病院等における意思疎通支援(区分6の者のみ)等

※ 日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援を含む。

○ 主な人員配置

- サービス提供責任者:常勤ヘルパーのうち1名以上
 - ・ 介護福祉士、実務者研修修了者 等
 - ・ 居宅介護職員初任者研修修了者等であって3年以上の実務経験がある者
- ヘルパー:常勤換算2.5人以上
 - ・ 居宅介護に従事可能な者、重度訪問介護従事者養成研修修了者

○ 重度訪問介護加算対象者

- 15%加算対象者…重度訪問介護の対象者(一)に該当する者であって、重度障害者等包括支援の対象者の要件に該当する者(障害支援区分6)

※ 重度障害者等包括支援対象者

- ・ 重度訪問介護の対象であって、四肢全てに麻痺等があり、寝たきり状態にある障害者であって、人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者(Ⅰ類型(筋ジストロフィー、脊髄損傷、ALS、遷延性意識障害等を想定))、又は最重度知的障害者(Ⅱ類型(重症心身障害者を想定))

- ・ 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上である者(Ⅲ類型(強度行動障害を想定))

- 8.5%加算対象者…障害支援区分6の者

○ 報酬単価(令和3年4月～)

■ 基本報酬

185単位(1時間未満)～1,412単位(8時間未満) ※ 8時間を超える場合は、8時間までの単価の95%を算定

■ 主な加算

特定事業所加算(10%又は20%加算)

- ①サービス提供体制の整備、②良質な人材の確保、③重度障害者への対応に積極的に取り組む事業所のサービスを評価

行動障害支援連携加算(30日間1回を限度として1回につき584単位加算)

- サービス提供責任者と支援計画シート等作成者が連携し、利用者の心身の状況等の評価を共同で行うことを評価

喀痰吸引等支援体制加算(1日当たり100単位加算)

- 特定事業所加算(20%加算)の算定が困難な事業所に対して、喀痰の吸引等が必要な者に対する支援体制を評価

○ 事業所数

7,518 (国保連令和 4年 12月実績)

○ 利用者数

12,221 (国保連令和 4年 12月実績)

同行援護

○ 対象者

- 視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等
 - 同行援護アセスメント票の調査項目(視力障害、視野障害、夜盲、移動障害)において、移動障害以外で1点以上かつ移動障害で1点以上に該当していること

○ サービス内容

外出時において、

- 移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む。)
- 移動の援護、排せつ及び食事等の介護
- その他外出時に必要な援助

※ 外出について
通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除く。

○ 主な人員配置

- サービス提供責任者:常勤ヘルパーのうち1名以上
 - ・ 同行援護従業者養成研修応用課程修了者であり、かつ、介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修修了者、居宅介護職員初任者研修修了者等であって3年以上の実務経験がある者
- ヘルパー:常勤換算2.5人以上
 - ・ 同行援護従業者養成研修一般課程修了者(盲ろう者向け・通訳介助員は、令和6年3月31日まで、暫定的な措置として、当該研修を修了したものと見なす。)
 - ・ 居宅介護職員初任者研修修了者等であって、1年以上の直接処遇経験を有する者 等

○ 報酬単価(令和3年4月～)

■ 基本報酬

190単位(30分未満)～628単位(3時間未満) 3時間以降693単位+30分を増す毎に65単位加算

■ 主な加算

盲ろう者支援加算(25%加算)

- 盲ろう者向け・通訳介助員が、盲ろう者(視覚障害者かつ聴覚障害者)に支援することを評価

区分3の者に提供したときの加算(20%加算)

- 障害支援区分3の者への支援を評価

区分4以上の者に提供したときの加算(40%加算)

- 障害支援区分4以上の者への支援を評価

特定事業所加算(5%、10%又は20%加算)

- ①サービス提供体制の整備、②良質な人材の確保、③重度障害者への対応に積極的に取り組む事業所のサービスを評価

特別地域加算(15%加算)

- 中山間地域等に居住している者に対して提供されるサービスを評価

喀痰吸引等支援体制加算(1日当たり100単位加算)

- 特定事業所加算(20%加算)の算定が困難な事業所に対して、喀痰の吸引等が必要な者に対する支援体制を評価

○ 事業所数

5,748 (国保連令和 4年 12月実績)

○ 利用者数

26,292 (国保連令和 4年 12月実績)

行動援護

○ 対象者

- 知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を有する者
→ 障害支援区分3以上であって、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上である者

○ サービス内容

- 行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護
- 外出時における移動中の介護
- 排せつ及び食事等の介護その他の行動する際に必要な援助
 - ・ 予防的対応
…行動の予定が分からない等のため、不安定になり、不適切な行動がでないよう、予め行動の順番や、外出する場合の目的地での行動等を理解させる等
 - ・ 制御的対応
…行動障害を起こしてしまった時の問題行動を適切におさめること等
 - ・ 身体介護的対応
…便意の認識ができない者の介助等

○ 主な人員配置

- サービス提供責任者:常勤ヘルパーのうち1名以上
 - ・ 行動援護従業者養成研修課程修了者又は強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者であって3年以上の直接処遇経験(知的障害・精神障害等) ※令和3年3月31日時点での介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修修了者、居宅介護職員初任者研修修了者等であって5年以上の実務経験(令和6年3月31日までの経過措置)
- ヘルパー:常勤換算2.5人以上
 - ・ 行動援護従業者養成研修修了者又は強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者であって1年以上の直接処遇経験(知的障害・精神障害者等) ※令和3年3月31日時点での介護福祉士、介護職員基礎研修修了者、居宅介護職員初任者研修修了者等であって2年以上の実務経験(令和6年3月31日までの経過措置)

○ 報酬単価(令和3年4月～)

■ 基本報酬

258単位(30分未満)～2,540単位(7.5時間以上)

■ 主な加算

特定事業所加算(5%、10%又は20%加算)

→ ①サービス提供体制の整備、②良質な人材の確保、③重度障害者への対応に積極的に取り組む事業所のサービスを評価

行動障害支援指導連携加算(重度訪問介護に移行する月につき1回を限度として1回につき273単位加算)

→ 支援計画シート等作成者と重度訪問介護のサービス提供責任者が連携し、利用者の心身の状況等の評価を共同で行うことを評価

喀痰吸引等支援体制加算(1日当たり100単位加算)

→ 特定事業所加算(20%加算)の算定が困難な事業所に対して、喀痰の吸引等が必要な者に対する支援体制を評価

○ 事業所数

2,021 (国保連令和 4年 12月実績)

○ 利用者数

13,149(国保連令和 4年 12月実績)

療養介護

○ 対象者

- 病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障害者
 - ① 筋萎縮性側索硬化症(ALS)患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者であって、障害支援区分6の者
 - ② 障害支援区分5以上の者であって、以下のいずれかの要件に該当する者
 - ・ 進行性筋萎縮症患者(筋ジストロフィー患者)又は重症心身障害者
 - ・ 医療的ケアスコアが16点以上の者
 - ・ 医療的ケアスコアが8点以上であって、強度行動障害のある者又は遷延性意識障害者
 - ③ ①及び②に準ずる者として、療養介護が必要であると市町村が認めた者

■平成24年3月31日において現に重症心身障害児施設又は指定医療機関に入院している者であって、平成24年4月1日以降療養介護を利用する者

○ サービス内容

■病院等への長期入院による医学的管理の下、主として昼間において、食事や入浴、排せつ等の介護や、日常生活上の相談支援等を提供

■利用者の障害程度に応じて、相応しいサービスの提供体制が確保されるよう、事業者ごとの利用者の平均障害支援区分に応じた人員配置の基準を設け、これに応じた報酬単価を設定

○ 主な人員配置

- サービス管理責任者
- 生活支援員 等 4:1～2:1以上

○ 報酬単価(令和3年4月～)

■ 基本報酬(利用定員・配置人員等に応じた単位の設定) ※医療に要する費用及び食費等については医療保険より給付。

361単位～965単位

■ 主な加算

地域移行加算(500単位)

→ 利用者の退院後の生活についての相談援助を行う場合、退院後30日以内に当該利用者の居宅にて相談援助を行う場合、それぞれ、入院中2回・退院後1回を限度に算定

○ 事業所数

258 (国保連令和 4年 12月実績)

○ 利用者数

20,970 (国保連令和 4年 12月実績)

生活介護

○ 対象者

- 地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な者
- ① 障害支援区分が区分3(障害者支援施設等)に入所する場合は区分4)以上である者
- ② 年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が区分2(障害者支援施設等)に入所する場合は区分3)以上である者

○ サービス内容

- 主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護や、日常生活上の支援、生産活動の機会等の提供

○ 主な人員配置

- 利用者の障害程度に応じて、相応しいサービスの提供体制が確保されるよう、利用者の平均障害支援区分等に応じた人員配置の基準を設定
- サービス管理責任者
- 生活支援員等 6:1~3:1

○ 報酬単価(令和3年4月~)

■ 基本報酬

基本単位数は、事業者ごとに利用者の①利用定員の合計数及び②障害支援区分に応じ所定単位数を算定

■ 定員2人以上40人以下の場合

(区分6)	(区分5)	(区分4)	(区分3)	(区分2以下)※ 未判定の者を含む
1,147単位	853単位	585単位	524単位	476単位

■ 主な加算

人員配置体制加算(33~265単位)
→ 直接処遇職員を加配(1.7:1~2.5:1)した事業所に加算
※ 指定生活介護事業所は区分5・6準ずる者が一定の割合を満たす必要

訪問支援特別加算(187~280単位)
→ 連続した5日間以上利用がない利用者に対し、居宅を訪問して相談援助等を行った場合(1月に2回まで加算)

延長支援加算(61~92単位)
→ 営業時間である8時間を超えてサービスを提供した場合(通所による利用者に限る)

○ **事業所数** 12,348 (国保連令和 4年 12月実績) ○ **利用者数** 298,461 (国保連令和 4年 12月実績)

短期入所

○ 対象者

居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設等への短期間の入所が必要な者

- **福祉型(障害者支援施設等において実施可能)**
 - ・ 障害支援区分1以上である障害者又は障害児の障害の程度に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する障害児
- **福祉型強化(障害者支援施設等において実施可能)(※)**
 - ※ 看護職員を常勤で1人以上配置
 - ・ 厚生労働大臣が定める状態に該当する医療的ケアが必要な障害者及び障害児
- **医療型(病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院において実施可能)(※)**
 - ※ 病院、診療所については、法人格を有さない医療機関を含む。また、宿泊を伴わない場合は無床診療所も実施可能
 - ・ 遷延性意識障害児・者、筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有する者及び重症心身障害児・者等

○ サービス内容

- 当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援
- 本体施設の利用者とみなした上で、本体施設として必要とされる以上の職員を配置し、これに応じた報酬単価を設定

○ 主な人員配置

- 併設型・空床型 本体施設の配置基準に準じる
- 単独型 当該利用日の利用者数に対し6人につき1人

○ 報酬単価(令和3年4月~)

■ 基本報酬

福祉型短期入所サービス費

(I)~(IV)
→ 障害者(児)について、障害支援区分に応じた単位の設定

169単位~903単位

福祉型強化短期入所サービス費

(I)~(IV)
→ 看護職員を配置し、厚生労働大臣が定める状態に該当する医療的ケアが必要な障害者(児)に対し、支援を行う場合

370単位~1,104単位

医療型短期入所サービス費

(I)~(III)(宿泊を伴う場合)
→ 区分6の気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者、重症心身障害児・者等に対し、支援を行う場合

1,747単位~3,010単位

医療型特定短期入所サービス費

(I)~(III)(宿泊を伴わない場合)(IV)~(VI)(宿泊のみの場合)
→ 左記と同様の対象者に対し支援を行う場合

1,266単位~2,835単位

■ 主な加算

単独型加算(320単位)

→ 併設型・空床型ではない指定短期入所事業所にて、指定短期入所を行った場合

緊急短期入所受入加算(福祉型180単位、医療型270単位)

→ 緊急時の受入れを行った場合
定員超過特例加算(50単位)

→ 緊急時に定員を超えて受入を行った場合(10日限度で算定)

特別重度支援加算

(610単位/297単位/120単位)
→ 医療ニーズの高い障害児・者に対しサービスを提供した場合

○ **事業所数** 5,305(うち福祉型強化:419 医療型:308) ○ **利用者数** 46,458 (国保連 令和4年12月)

重度障害者等包括支援

○ 対象者

類 型		状 態 像
重度訪問介護の対象であって、四肢すべてに麻痺等があり、寝たきり状態にある障害者のうち、右のいずれかに該当する者	人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者（I類型）	・ 筋ジストロフィー ・ 脊椎損傷 ・ ALS ・ 遷延性意識障害 等
	最重度知的障害者（II類型）	・ 重症心身障害者 等
障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上である者（II類型）		・ 強度行動障害 等

○ サービス内容

- 訪問系サービス（重度障害者等包括支援、重度訪問介護等）や通所サービス（生活介護、短期入所等）等を組み合わせて、包括的に提供

○ 主な人員配置

- サービス提供責任者：1人以上（1人以上は常勤）
（下記のいずれにも該当）
 - ・ 相談支援専門員の資格を有する者
 - ・ 重度障害者等包括支援対象者の直接処遇に3年以上従事した者

○ 運営基準

- 利用者と24時間連絡対応可能な体制の確保
- 2以上の障害福祉サービスを提供できる体制を確保（第3者への委託も可）
- 専門医を有する医療機関との協力体制がある
- 提供されるサービスにより、最低基準や指定基準を満たす

○ 報酬単価（令和3年4月～）

■ 基本報酬		
○ 居宅介護、重度訪問介護、生活介護等 203単位（1時間未満）～2,403単位（12時間未満） ※ 12時間を超える場合は、12時間までの単価の98%を算定		
○ 短期入所 953単位/日 ○ 共同生活介護 1,003単位/日		
■ 主な加算		
特別地域加算（15%加算） → 中山間地域等に居住している者に対して提供されるサービスの評価	喀痰吸引等支援体制加算（1日当たり100単位加算） → 喀痰の吸引等が必要な者に対する支援体制の評価	短期入所利用で、低所得である場合は1日当たり（48単位加算）

○ 事業所数 10（国保連令和 4年 12月実績） ○ 利用者数 45（国保連令和 4年 12月実績）

施設入所支援

○ 対象者

- 夜間において、介護が必要な者、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められるもの又は通所が困難である自立訓練又は就労移行支援等の利用者
 - ① 生活介護利用者のうち、区分4以上の者（50歳以上の場合は、区分3以上）
 - ② 自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援B型の利用者のうち、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる者又は通所によって訓練を受けることが困難な者
 - ③ 特定旧法指定施設に入所していた者であって継続して入所している者又は地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により通所によって介護等を受けることが困難な者のうち、①又は②に該当しない者若しくは就労継続支援A型を利用する者

○ サービス内容

- 夜間における入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を実施
- 生活介護の利用者は、利用期間の制限なし
自立訓練及び就労移行支援の利用者は、当該サービスの利用期間に限定

○ 主な人員配置

- サービス管理責任者
- 休日等の職員配置
→ 利用者の状況に応じ、必要な支援を行うための勤務体制を確保
- 生活支援員 利用者数60人以下の場合、1人以上

○ 報酬単価（令和3年4月～）

■ 基本報酬	
基本単位数は、事業者ごとに利用者の①利用定員の合計数及び②障害支援区分に応じ所定単位数を算定	
■ 定員40人以下の場合	(区分6) (区分5) (区分4) (区分3) (区分2以下) ※未判定の者を含む 459単位 387単位 312単位 236単位 171単位
■ 主な加算	
重度障害者支援加算 (I) 特別な医療を受けている利用者[28単位] → 区分6であって、次に該当する者が2人以上の場合は更に22単位 ①気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理が必要な者 ②重症心身障害者 (II) 強度行動障害者に対する支援 → (一)体制を整えた場合[7単位] (二)夜間支援を行った場合[180単位]	夜勤職員配置体制加算 夜勤職員の勤務体制を厚手している場合 ・ 利用定員が21人以上40人以下の場合[60単位] ・ 利用定員が41人以上60人以下の場合[48単位] ・ 利用定員が61人以上の場合[39単位]

○ 事業所数 2,560（国保連令和 4年 12月実績） ○ 利用者数 124,463（国保連令和 4年 12月実績）

自立訓練(機能訓練)

○ 対象者

地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定期間の訓練が必要な障害者（具体的には次のような例）

- ① 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などを目的とした訓練が必要な者
- ② 特別支援学校を卒業した者であって、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などを目的とした訓練が必要な者 等

○ サービス内容

- 理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を実施
- 事業所に通う以外に、居宅を訪問し、運動機能や日常生活動作能力の維持・向上を目的とした訓練等を実施
- 標準利用期間(18ヶ月、頸髄損傷による四肢麻痺等の場合は36ヶ月)内で、自立した日常生活又は社会生活を営めるよう支援を実施

○ 主な人員配置

- サービス管理責任者 60:1以上(1人は常勤)
- 看護職員(1人以上(1人は常勤))
- 理学療法士又は作業療法士(1人以上)
- 生活支援員(1人以上(1人は常勤))

} 6:1以上

○ 報酬単価(令和3年4月～)

■ 基本報酬	
通所による訓練 利用定員20人以下 815単位 " 21～40人 728単位 " 41～60人 692単位	訪問による訓練 所要時間1時間未満の場合 255単位 所要時間1時間以上の場合 584単位 視覚障害者に対する専門的訓練の場合 750単位
■ 主な加算	
リハビリテーション加算 (Ⅰ)頸髄損傷による四肢麻痺等の状態にある障害者に対し、個別のリハビリテーションを行った場合 48単位 (Ⅱ)その他の障害者に対し、個別のリハビリテーションを行った場合 20単位	就労移行支援体制加算 自立訓練を受けた後、就労(一定の条件を満たす復職を含む)し、就労継続期間が6月以上の者が前年度において1人以上いる場合 利用定員20人以下 57単位 利用定員61～80人 10単位 " 21～40人 25単位 " 81人以上 7単位 " 41～60人 14単位

○ **事業所数** 189(国保連令和4年12月実績)

○ **利用者数** 2,177(国保連令和4年12月実績)

自立訓練(生活訓練)

○ 対象者

地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定期間の訓練が必要な障害者（具体的には次のような例）

- ① 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行等を図る上で、生活能力の維持・向上等を目的とした訓練が必要な者
- ② 特別支援学校を卒業した者、継続した通院により症状が安定している者等であって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などを目的とした訓練が必要な者 等

○ サービス内容

- 入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を実施
- 事業所に通う以外に、居宅を訪問し、日常生活動作能力の維持及び向上を目的とした訓練等を実施
- 標準利用期間(24ヶ月、長期入院者等の場合は36ヶ月)内で、自立した日常生活又は社会生活を営めるよう支援を実施

○ 主な人員配置

- サービス管理責任者 60:1以上(1人は常勤)
- 生活支援員 6:1以上(1人は常勤)

○ 報酬単価(令和3年4月～)

■ 基本報酬	
通所による訓練 利用定員20人以下 748単位 " 21～40人 668単位 " 41～60人 635単位	訪問による訓練 所要時間1時間未満の場合 255単位 所要時間1時間以上の場合 584単位 視覚障害者に対する専門的訓練の場合 750単位
■ 主な加算	
個別計画訓練支援加算 社会福祉士・精神保健福祉士・公認心理師等が作成した個別訓練実施計画に基づいて、障害特性や生活環境等に応じた訓練を行った場合 19単位	就労移行支援体制加算 自立訓練を受けた後、就労(一定の条件を満たす復職を含む)し、就労継続期間が6月以上の者が前年度において1人以上いる場合 利用定員20人以下 54単位 利用定員61～80人 9単位 " 21～40人 24単位 " 81人以上 7単位 " 41～60人 13単位

○ **事業所数** 1,310(国保連令和4年12月実績)

○ **利用者数** 14,155(国保連令和4年12月実績)